

補 充 員	広島市安芸区 阿戸町6936番地	土居 光明
補 充 員	広島市安芸区 船越南二丁目19番26-114号	日吉 禎子
補 充 員	広島市安芸区 畑賀2145番地	浦島 芳彦

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第31号

平成16年7月10日

平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴い新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 小野 裕 伸

別紙 略

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第32号

平成16年7月11日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕 伸

1 抹消した者の数

抹消した日	男	女	計
6月25日	1人	0人	1人
6月26日	2人	3人	5人
6月28日	3人	1人	4人
6月29日	4人	6人	10人
7月 1日	4人	4人	8人
7月 2日	10人	10人	20人
7月 3日	3人	2人	5人
7月 4日	5人	4人	9人
7月 6日	4人	6人	10人
7月 7日	2人	4人	6人
7月 8日	5人	3人	8人
7月 9日	4人	4人	8人
7月10日	0人	2人	2人
7月11日	7人	3人	10人
計	54人	52人	106人

2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
別冊 略~~~~~
広島市安芸区選挙管理委員会告示第33号

平成16年7月11日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により平成16年9月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕 伸

1 場 所

広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局

2 期間等

平成16年9月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第34号

平成16年7月11日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成16年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 小野 裕 伸

## 1 場 所

広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所内  
広島市安芸区選挙管理委員会事務局

## 2 期間等

平成16年9月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第35号

平成16年7月27日

平成16年8月5日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所は、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕 伸

投票区名	投票所施設名	所 在 地
船 越	広島市安芸区役所 3 階 第 3 会議室	広島市安芸区 船越南三丁目 4 番 3 6 号
矢 野	矢野漁業協同組合	広島市安芸区 矢野西一丁目 4 3 番 1 3 号

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 3 6 号

平 成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 3 項（漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて準用される公職選挙法第 3 9 条（漁業法第 9 4 条において準用される場合に限る。）の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小 野 裕 伸

期日前投票所開設場所	所 在 地
広島市安芸区役所 3 階 第 3 会議室	広島市安芸区船越南三丁目 4 番 36 号

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 3 7 号

平 成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所の開閉時刻を、漁業法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 0 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げ又は繰り下げます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小 野 裕 伸

投票区名	投票所施設名	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻
船 越	広島市安芸区役所	午前 8 時 00 分	午後 2 時 00 分
矢 野	矢野漁業協同組合	午前 8 時 00 分	午後 3 時 00 分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 3 8 号

平 成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び漁業法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 0 号）第 9 条において準用する

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小 野 裕 伸

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 3 9 号

平 成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 2 項（漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第 3 7 条第 2 項（漁業法第 9 4 条において準用される場合に限る。）及び漁業法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 0 号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小 野 裕 伸

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 4 0 号

平 成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票の場所及び日時を、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条及び第 6 5 条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小 野 裕 伸

1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号
広島市安芸区役所 講堂

2 日 時 平成 1 6 年 8 月 5 日 午後 7 時開始

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 4 1 号

平 成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2 項及び漁業法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 0 号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小 野 裕 伸

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第42号
平成16年7月27日

平成16年8月5日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕 伸

- 1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所 5階 講堂
- 2 日 時 平成16年8月3日 午前9時

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第29号
平成16年6月29日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次のとおり、在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

- 1 抹消者数 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第30号
平成16年7月11日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

- 1 抹消した者の数

抹消する日	計
6月24日	6人
6月25日	8人
6月26日	11人
6月27日	7人
6月28日	8人
6月29日	9人
6月30日	7人
7月 1日	0人

7月 2日	23人
7月 3日	9人
7月 4日	6人
7月 5日	5人
7月 6日	9人
7月 7日	12人
7月 8日	5人
7月 9日	12人
7月10日	15人
7月11日	11人

- 2 抹消する者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第31号
平成16年7月26日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次のとおり、在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

- 1 抹消者数 2人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第32号
平成16年7月27日

平成16年8月5日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所は、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

投票区名	投票所施設名	所 在 地
佐伯区投票区	佐伯区役所 6階604会議室	広島市佐伯区 海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第33号
平成16年7月27日

平成16年8月5日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選

挙における期日前投票所は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 3 項（漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて準用される公職選挙法第 3 9 条（漁業法第 9 4 条において準用される場合に限る。）の規定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

期日前投票所開設場所	所 在 地
佐伯区役所 6 階 6 0 4 会議室	広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 3 4 号
平成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所の閉じる時刻を、漁業法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 0 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
佐伯区投票区	佐伯区役所 6 階 6 0 4 会議室	午前 7 時 00 分	午後 1 時 00 分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 3 5 号
平成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び漁業法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 0 号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
佐伯区投票区	広島市佐伯区五日市中央七丁目 10 番 5 号	石原 行夫	広島市佐伯区五日市町大字上河内 122 番地の 17	石原 千里

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 3 6 号
平成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 2 項（漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条において準用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第 3 7 条第 2 項（漁業法第 9 4 条において準用される場合に限る。）及び漁業法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 0 号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

職務を行う日 平成 1 6 年 7 月 2 8 日～8 月 4 日

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
広島市佐伯区五日市中央七丁目 10 番 5 号	石原 行夫	広島市佐伯区五日市町大字上河内 122 番地の 17	石原 千里

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 3 7 号
平成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票の場所及び日時を、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条及び第 6 5 条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 原 伸 太 郎

- 1 開票の場所 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号
佐伯区役所 6 階 6 0 4 会議室
- 2 開票の日時 平成 1 6 年 8 月 5 日 午後 7 時開始

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 3 8 号
平成 1 6 年 7 月 2 7 日

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2 項及び漁業法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 0 号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 原 伸 太 郎

開 票 管 理 者		開 票 管 理 者 の 職 務 を 代 理 す べ き 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
広島市佐伯区五日市中央七丁目10番5号	石原 行夫	広島市佐伯区五日市町大字上河内122番地の17	石原 千里

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第39号

平成16年7月27日

平成16年8月5日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときにのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 原 伸 太 郎

- 1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
佐伯区役所 3階 応接会議室
- 2 日 時 平成16年8月3日 午前9時

区選管委員長告示

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成16年7月27日

平成16年8月5日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 馬 場 則 行

不在者投票の投票記載場所

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 3階第5会議室

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成16年7月27日

平成16年8月5日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 大 原 貞 夫

不在者投票の投票記載場所

広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所 4階 研修室

広島市西区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成16年7月27日

平成16年8月5日執行予定の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会

委員長 白 田 耕 造

不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所 2階 第一会議室

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成16年7月27日

平成16年8月5日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会

委員長 小 野 裕 伸

不在者投票の投票記載場所

広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所 3階 第3会議室

広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成16年7月27日

平成16年8月5日執行の広島海区漁業調整委員会委員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 原 伸 太 郎

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
佐伯区役所 6階 604会議室

教育委員会規則

広島市教育委員会規則第3号

平成16年7月13日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会

委員長 上 川 孝 明

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する
規則の一部を改正する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和35年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- 第2条中「別表」を「別表第1」に改める。
- 第3条中「入学（転学を含む。以下同じ。）」を「入学をし、又